

利用料金の還付

既に納入された使用料は、原則としてお返しいたしません。

ただし、次の場合に限り還付いたします。

◆集会施設（四日市市総合会館条例施行規則より抜粋）

（使用料の還付）

第10条 条例第11条ただし書の規定により使用料を還付する場合及び還付する額は、次に掲げるとおりとする。

還付する場合	還付する額
ア 災害等特別の事由により、使用者の責めによらない場合において使用できなかったとき。	使用料の全額
イ 使用者が使用日の前7日以前に使用許可の取消しを申請し、許可されたとき。	既納の使用料から取消料(使用料(冷暖房使用料を除く。))から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額の100分の50に相当する額。ただし、10円未満の端数が生じた場合はこれを四捨五入した額とする。)を差し引いた額及び既納の冷暖房使用料の全額
ウ 使用者が使用日の前6日以降から前日までに使用許可の取消しを申請し、許可されたとき。	既納の冷暖房使用料の全額

* 会議室から視聴覚及び研修室への変更についても該当します。

◆視聴覚センター（四日市市立視聴覚センター条例施行規則より抜粋）

（使用料の還付）

第12条 [条例第8条ただし書](#)の規定により使用料を還付する場合及び還付する額は、次に掲げるとおりとする。

還付する場合	還付する額
ア 災害等特別の事由により、使用者の責めによらない場合において利用できなかったとき。	使用料の全額
イ 使用者が使用日の前7日以前に使用許可の取消しを申請し、許可されたとき。	既納の使用料から取消料(使用料(冷暖房使用料及び附属設備使用料を除く。))から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額の100分の50に相当する額。ただし、10円未満の端数が生じた場合は、これを四捨五入した額とする。)を差し引いた額並びに既納の冷暖房使用料及び附属設備使用料の全額
ウ 使用者が使用日の前6日以降から前日までに使用許可の取消しを申請し、許可されたとき。	既納の冷暖房使用料及び附属設備使用料の全額。

* 視聴覚、研修室から会議室への変更についても該当します。